

新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免制度のご案内

下記に該当する場合はご所属の建設埼玉の地区本部事務所にて申請をしてください

対象となる組合員と減免割合

	対象となる組合員	減免割合
①	令和4年1月～3月に 新型コロナウイルスに感染し重篤な症状となった組合員 ※重篤…1カ月以上の治療を有する場合や人工呼吸器による治療を行うなど	全額
②	令和4年4月～令和5年3月に 新型コロナウイルスに感染し重篤な症状となった組合員	

※両期間にまたがって療養した場合は①とします

減免期間：①令和3年10月～令和4年3月保険料（6か月分）

②令和4年4月～9月保険料（6か月分）

申請締切：令和5年4月28日

申請に必要な書類

理由	申請書	添付書類（写し可）
感染し重篤となった場合	○	・ 医師の診断書など療養期間や症状の確認できるもの ※建設国保傷病手当金申請書でも可 ・ 死亡診断書 のいずれか

埼玉県建設国保組合